

岩手県

1. 岩手県の概況

人口：1,283,390人（H26.12現在推計人口）

面積：15,257km²（都道府県で2番目）

県庁所在地：盛岡市

市町村数：33市町村

障害者手帳所持者数	岩手県 (H26.3末現在)	全国
身体障害者手帳	55,944人	525.2万人
療育手帳	11,211人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	7,242人	75.1万人

2. 岩手県における現状と課題

(1) 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（以下「条例」という。）は、平成22年12月定例会で議員提案条例として議決され、平成23年7月1日から施行されている。

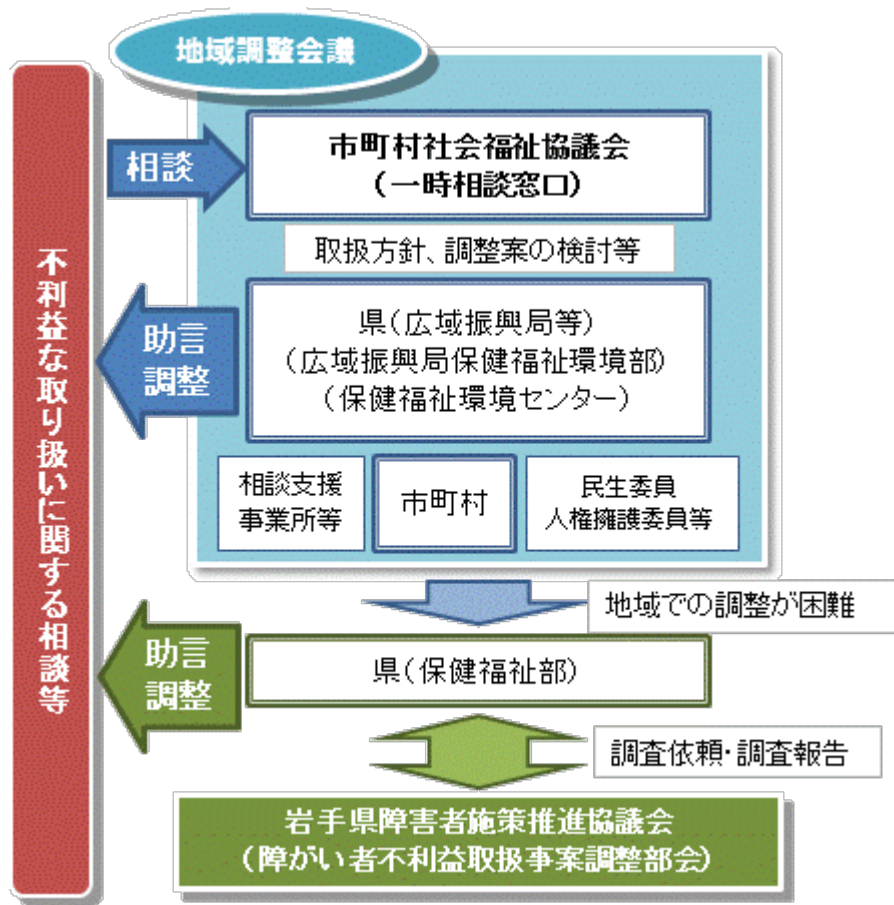
条例では、県の責務として「障がいについての県民の理解の促進」及び「障がい者に対する不利益な取扱いの解消」に関する施策を策定し実施するとともに、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずることとされている。

これまで、不利益な取扱いに関する相談窓口の設置（市町村社協）、困難事例を調整するための検討機関の設置（広域振興局等（県の出先機関）ごとに地域調整会議、県障害者施策推進協議会に障がい者不利益取扱調整部会）、相談対応の手引きの作成及び配布などの取組を進めてきた（図1）。

(2) 岩手県における障害者差別の解消の推進に関する課題

これまで、障害者差別の案件として報告された事例は毎年数件にとどまっており、共に学び共に生きる地域づくりのため、相談窓口の周知、条例の理念等に関する継続的な制度周知が必要と考えられる。また、条例における障害者差別事案の相談窓口は社会福祉協議会となっている一方で、虐待の窓口は市町村となっており、今後、広域振興局等、市町村、社協それぞれの情報を集約するなど、連携を深めていくことが求められている。

(図1) 条例に基づく不利益な取扱いに関する相談体制図



3. 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会

(1) 設置形態

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の規定を踏まえ、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」(モデル会議)を要綱により設置。

(2) 構成メンバー (18名) ※は作業部会参加者

委員区分	所属及び職名
学識経験者	岩手弁護士会高齢者・障害者支援センター委員会委員
	社団法人岩手県医師会 常任理事
	岩手県立大学 非常勤講師
地域福祉関係団体	社団法人岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会委員長
	岩手県民生委員児童委員協議会会長
相談支援事業者	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会 会長
	岩手県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 委員長
	岩手県障がい者110番相談室 専門相談員
障害者福祉施設	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会幹事

権利擁護団体	岩手県社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター 所長
	特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 常務理事
教育団体	岩手県特別支援学校連絡協議会 副会長
行政機関	厚生労働省岩手労働局 総務部企画室長
	岩手県警察本部 生活安全部参事官兼生活安全企画課長
	盛岡市 保健福祉部障がい福祉課長
障害者団体等	障害者相談支援事業所「百万石」 所長
	岩手青空の会 運営委員
	心の病と共に生きる仲間達連合会キララ 代表

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回モデル会議	平成 26 年 6 月 20 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後 3 年に係る条例の見直し検討 ・ モデル事業実施の決定
相談支援関係者会議	平成 26 年 8 月 7 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の状況把握 ・ 地域における相談体制の素案を作成
	平成 26 年 9 月 11 日(木)	
作業部会	平成 26 年 12 月 12 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談体制の素案の検討
第 2 回モデル会議	平成 26 年 12 月 25 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談体制の素案の検討

(平成 27 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 13 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の事業内容 (今年度の取組) ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に係る県の対応
第 2 回モデル会議	平成 28 年 3 月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内における障害者差別解消法施行に係る県内の施行体制について ・ 平成 28 年度障がい者差別解消の推進に係る取組 ・ 岩手県障害者差別解消支援地域協議会の設置について

(2) モデル会議における協議内容

①相談支援関係者会議における課題の把握

現行の体制では、障害者の虐待事例は市町村、不利益な取扱い（差別事例）は市町村社協と、それぞれ異なる窓口で相談対応している。

一方、障害者に関する権利擁護の現場では、障害者に対する虐待や不利益な取扱い（差別）は境目が曖昧であり、障害者や障害関係者が自身の抱える事案について相談したい時や、あるいはそれら事案が窓口機関に持ち込まれた場合などに、適切な窓口の選択や適切な対応が行われず、少なからず混乱が生じている。

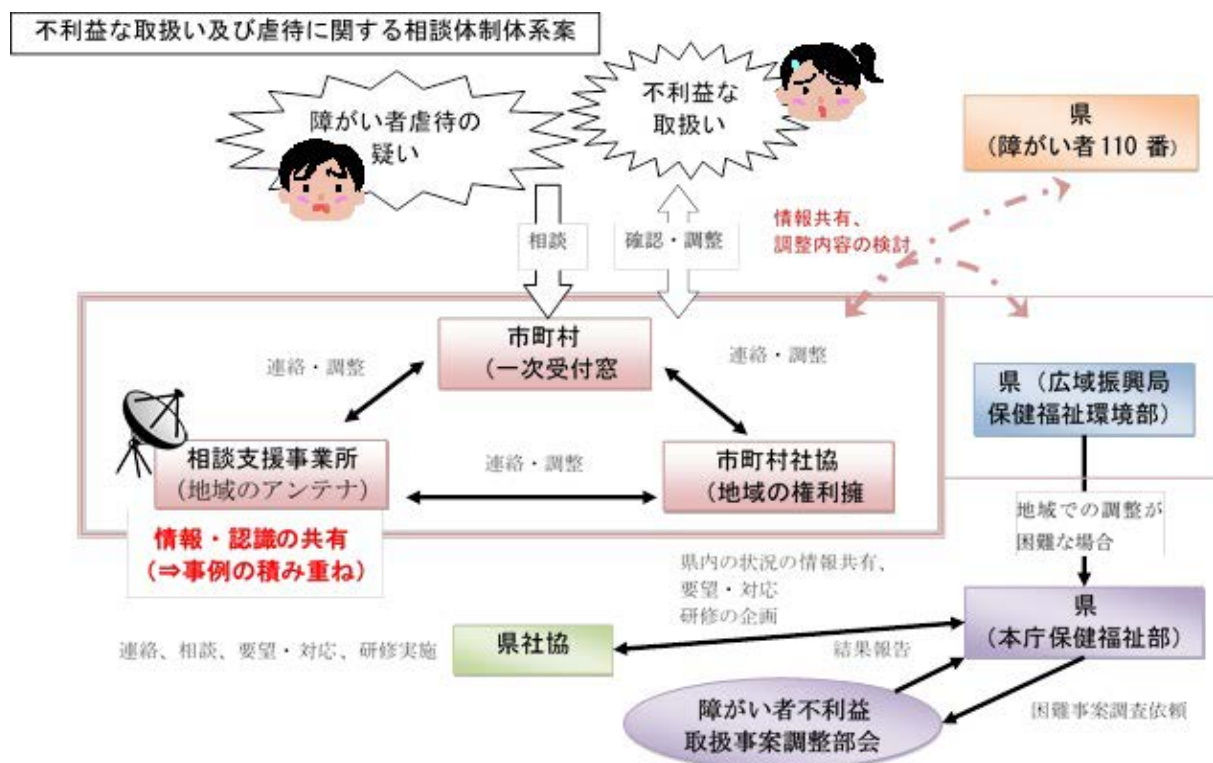
②不利益な取り扱い及び虐待に関する相談体制

上記の課題に対し、相談窓口を一元化することにより、現場での混乱を解消するとともに、障害者や障害関係者にとって相談しやすい環境を作り出し、事例の掘り起しを図ることができないか検討することとした。

現在、虐待事案については市町村、不利益事案については市町村社協となっているが、相談窓口の一元化を行うとした時、①虐待防止法により市町村が虐待に関する通報先である旨定められていること（ただし窓口業務は委託可）、②事例についての、虐待防止法や差別解消法に基づく最終的な判断は行政が行うべき（責任の所在の明確化）という観点から、市町村に一元化することが望ましいとの考えから案を作成した。

(図2)

(図2) 不利益な取り扱い及び虐待に関する新たな相談体制



その後、作業部会における議論を経て、相談窓口を市町村に一元化する方向で一致。今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止法のスキームを参考にすることで検討を進めていく。

なお、相談窓口の一元化について、県内 33 市町村にアンケートを実施したところ（平成 27 年 12 月）、相談窓口の一元化を希望する自治体が 9、相談窓口を一元化しない自治体が 16、その他の自治体が 8 で、主な意見は次のとおりであった。

(ア)一元化を希望

- ・利用者の利便性等を考慮すれば一元化が望ましい（市町）
- ・現行の相談体制で対応が可能（市）

(イ)一元化しない

- ・業務が煩雑になるため（市）
- ・社協との連携強化・体制充実で対応可能（市）
- ・社協と隣接・連携しているため現体制で影響はない（町）
- ・相談窓口は複数あった方が相談者にとって良い（町村）

(ウ)その他・意見等

- ・相談者の方が市町村でなければ相談できないと捉われないような周知が必要
- ・市町村のみではなく、県や社協との連携も必要
- ・障害者が困った時に、どこに相談しても対応できる体制の充実が必要

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していく。

また、市町村における相談窓口の設置については、アンケート結果を踏まえ、可能な市町村から窓口の一元化を図ることとし、平成 28 年度においては、県内先行市町村の事例の共有等により、各地域の実情に応じた相談体制の整備を進めていく。